

# 高知県町村議会議長会規約

沿革 昭和24年7月30日制定  
昭和38年2月26日改正  
昭和44年2月25日改正  
昭和46年2月26日改正  
昭和50年6月10日改正  
昭和51年2月27日改正  
昭和52年2月24日改正  
昭和53年7月18日改正  
昭和58年6月13日改正  
平成5年2月23日改正  
平成6年2月22日改正  
平成9年6月17日改正  
平成11年2月18日改正  
平成14年2月20日改正  
平成17年2月22日改正  
平成18年2月22日改正  
平成21年6月19日改正  
平成23年6月21日改正

## 第1章 総則

第1条 この会は、高知県町村議会議長会と称し、町村議会議長（以下「会員」という。）

及び理事会の議を経て認めたものを以ってこれを組織する。

第2条 本会の事務局は、高知市本町5丁目2番3号高知県自治会館内に置く。

第3条 この会は、関係機関相互の連絡協調を図り、町村議会の円滑なる運営と地方自治の振興発展に寄与するを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 関係機関との連絡上必要なる各種会議の開催
- (2) 町村議会の運営並びに地方自治の振興に関する調査研究
- (3) 町村議会の権限に属する事務の研究
- (4) 中央・地方関係機関との協調連絡調査
- (5) その他この会の目的達成上必要なる事業

## 第2章 会議

第5条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回2月にこれを開き、臨時総会及び理事会は会長において必要があると認めた場合これを開く。

第6条 総会及び理事会は、会長がこれを招集する。

第7条 総会の会議における議長は、総会において会員のうちからこれを選任する。

2 理事会の会議における議長の職務は、会長が行ない、会長に故障のある場合は副会長がその職務を代理し、会長及び副会長ともに故障のある場合は出席者の中から仮議長を選任しその職務を行なわせる。

第8条 総会及び理事会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第8条の2 町村議会議長に事故があるとき、又は欠けているときは、当該町村の議会の副議長が、総会の会議に出席して、議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合における前条の適用については、当該副議長の出席をもって構成員が出席したものとみなす。

## 第3章 役職員

第9条 この会に次の役員を置く。

|     |     |
|-----|-----|
| 会長  | 1 名 |
| 副会長 | 2 名 |
| 監事  | 2 名 |
| 理事  | 6 名 |
| 参与  | 1 名 |

第10条 会長、副会長及び監事は、総会においてこれを選挙する。

2 役員を選挙する区分は、東・中・西の3ブロックとし、東ブロックは安芸郡、中ブロックは土佐郡、長岡郡及び吾川郡、西ブロックは高岡郡及び幡多郡とする。

- 3 会長及び副会長ともに任期途中で欠け、業務に支障がある場合は、あらかじめ会長が理事会に諮って指名した理事が、会長の職務を代理する。
- 4 副会長が総会の開かれる日までに欠けた場合（第12条第3項の適用のある場合を除く。）は、第1項の規定にかかわらず、その欠けるに至った副会長の住所としていた町村の属するブロックの会員が、互選した者をもって、総会において補欠として選任したものとみなす。
- 5 理事は、各ブロックからそれぞれ2名ずつ推薦された者を総会において選任する。ただし、理事が総会の開かれる日までに欠けた場合（第12条第3項の適用のある場合を除く。）は、その欠けるに至ったブロックの会員が、互選した者をもって、総会において補欠として選任したものとみなす。
- 6 監事が総会の開かれる日までに欠けた場合（第12条第3項の適用のある場合を除く。）は、第1項の規定にかかわらず、その欠けるに至った監事の住所としていた町村の属するブロックの会員が、互選した者をもって、総会において補欠として選任したものとみなす。
- 7 参与は、会長が理事会に諮って選任するものとし、事務局長を兼ねさせることができる。

第11条 会長は、この会の事務を統理し、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に故障があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を執行する。副会長の順位はあらかじめ、これを会長が決定しておくものとする。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会の会務を審議し議決する。
- 4 監事は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて会計及び業務監査を行ない、その結果を理事会及び総会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、任期満了の日前に総会における選挙又は選任が行われる場合にあつては、当該選挙又は選任の日までとし、任期満了の日後に当該選挙又は選任が行われる場合にあつては、その選挙又は選任の日まではなお引

き続き在任するものとする。

- 2 役員の任期は、選挙又は選任の日から起算する。
- 3 役員として在任中、議会の議員の任期満了または議長の辞職による選挙が行なわれ、その直後再び議会の議長に就任した場合は、引き続き当該役員としてその残任期間就任するものとする。
- 4 補欠により選挙又は選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 参与の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、辞職の日をもって満了したものとする。

第12条の2 役員は、理事会の承認を得て、辞職することができる。

第13条 役員は、すべて無報酬とする。ただし、参与が事務局長を兼ねる場合においては、会長が別に定める報酬を支給する。

第14条 この会に事務局長1名、及び職員若干名を置く。

- 2 事務局長は、会長が理事会に諮りこれを任免する。

第15条 職員の身分は、地方公務員に準ずる。

- 2 職員は、上司の命を受け職務に従事する。

第16条 この会に顧問を置くことができる。顧問は、会長において推薦し、総会の承認を経てこれを委嘱する。

#### 第4章 会計

第17条 この会の経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入を以ってこれに充てる。

- 2 会費は、各町村の負担として、その金額、賦課方法等は毎年度定期総会において議決する。

第18条 この会の毎年度歳入歳出予算は、会長において編成し、年度開始前理事会に諮り、総会において議決する。ただし、予算の補正については、理事会の議決を以って総会の議決に代えることができる。この場合、次の総会に報告しなければならない。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第19条 この会の決算は、監事の監査を受け、理事会の認定を経て、翌年度の予算を議する総会までに報告しなければならない。

第20条 この会の規約を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

ただし、総会の議決によりこれを理事会に委任することができる。

第21条 この会の規約の施行に関し必要な事項は、理事会においてこれを定める。

附 則

1 この規約は、昭和24年7月30日から施行する。

2 昭和23年7月3日制定の規約は、本規約施行の日からこれを廃止する。

附 則

この改正は、公布の日から施行する。

附 則

昭和44年2月25日改正の規約は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年2月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年6月10日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和51年2月27日から施行する。

2 この規約施行の際、現に理事として就任している者については、改正後の高知県町村議会議長会規約第10条第2項の規定により総会において選任されたものとみなす。

附 則

この規約は、昭和52年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、昭和53年7月18日から施行する。

附 則

この規約は、昭和58年6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年2月18日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成14年2月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月開催の臨時総会開催日から施行する。

ただし、幡多郡から互選する理事については、平成18年3月20日（黒潮町発足の日）から施行日まで1名とする。

附 則

この規約は、平成21年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月21日から施行する。